

平成 32 年度開設分

「介護老人保健施設（ユニット型）」施設整備事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

- 本市では、介護老人保健施設をはじめとする施設・居住系サービス事業所等の整備は、「第 7 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや 2018）」に基づき計画的に進めています。このうち介護老人保健施設に関しましては、平成 32 年度までに、「80 人」分の整備計画を掲げているところです。
- この整備計画に沿って、平成 32 年 4 月に開設となる介護老人保健施設の整備を希望される事業者を募集することとしました。整備を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（介護保険法、建築基準法、消防法、医療法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 募集内容について

(1) 募集対象施設及び募集数

介護老人保健施設（ユニット型） 80 人分 ※

※第 7 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる整備計画数「80 人」を募集数とします。

(2) 募集する日常生活圏域

市内の全区域

(3) 開設時期

平成 32 年 4 月 開設

(4) 応募の対象者について

医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者

※協議書提出までに、法人設立に必要な条件が整えられる予定の法人等を含む。

3 整備協議の受付について

本募集要項に則り、介護老人保健施設（ユニット型）の整備希望者は、P.24「介護老人保健施設整備協議申出書（平成32年度開設分）」を提出してください。

【整備協議申出書の提出期限】

平成30年5月25日（金） 17時まで
（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

協議書類の提出期限は次のとおりです。

【初回整備協議書の提出期限】

平成30年6月20日（水） 17時まで
（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

※整備協議申出書の提出後、整備予定地を確定した上で、上記期限までに図面等の本市が求める書類を持参し、1回目の協議を行ってください。

【最終整備協議書の提出期限】

平成30年7月13日（金） 17時まで
（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

※いずれの書類も提出先は、名古屋市役所本庁舎2階 健康福祉局高齢福祉部介護保険課です。（詳しくはP.9参照）。

※いずれの書類についても、提出期限が書類受付の最終日ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等々がないように担当課職員と十分打合せをし、最終確定した書類を提出してください。（整備協議書は資金計画や建築図面等多岐に渡っており、作成にかなりの時間を要するとともに、打合せによる修正が想定されますので十分期間を見込んでおいてください。）なお、協議書類については、計画図面も含め、整備協議申出書を提出いただいた後、適宜相談を受付けます。

※いずれの書類についても、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

4 提出書類について

- 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
※「整備協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」よりダウンロードし、ご利用ください。
※その他の提出書類様式につきましては、4月25日（水）以降、整備相談受付時に介護保険課にてお渡しします。
- 提出された書類は、返却いたしません。
- **整備協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ1部を提出してください。**
- 提出書類のうち贈与契約書などの原本は協議者で保管しておき、原本証明をした（写）を提出して下さい。

原本証明の見本

この写しは原本と相違ありません。
平成 年 月 日
医療法人 ○○会
理事長 ○○○○ 法人印

5 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
平成30年4月25日	○整備事業者募集開始
5月 8日	◎医療法人設立説明会への参加 ※新設法人
5月25日	○「整備協議申出書」の提出期限（法人→市） ※正式な「整備協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
6月20日	○「初回整備協議書」の提出期限（法人→市） ※提出期限までに図面等の本市が求める書類を持参し、1回目の協議を行ってください。
7月13日	○「最終整備協議書」の提出期限（法人→市） ※提出期限までに、書類の補正・追加を終了し、 最終確定した書類を提出してください。
7月～8月	○検討・協議内容審査・ヒアリング・現地確認 ○特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取
	○事業者の選定 ○選定結果の通知（市→法人）
9月～	○設計、建築確認、着工 ※既存法人
12月	◎医療法人設立認可（愛知県→法人） ◎設計、建築確認、着工 ※新設法人
開設許可の 2か月前（月末）まで	○開設許可・管理者承認申請（法人→市）
平成32年4月	○開設許可・管理者承認 ○開設

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

6 介護老人保健施設の整備方針（協議要件）

- 定員 80 名の介護老人保健施設とします。
 - 建物は、ユニット型（全室個室・ユニットケア）とします。
 - 平成 32 年 4 月の開設とします。
 - 事業実施にあたっては、地域に開かれた運営を行ってください。
 - 津波避難対象区域にあつては、津波避難ビルとして指定を受けてください。
注：津波避難ビルの概要については、P. 13「津波避難ビルの指定基準の概要」参照
- 本市条例及び省令基準等に定める設備及び人員に関する基準を遵守した計画内容とし、別に定める設計上の確認事項等（P. 17「設計・施工上の標準としての技術的基準」参照）に留意の上建築図面を作成してください。
（その他必要な事項は、別記「8 留意事項」のとおり）

7 選定方法と結果について

(1) 選定

- 選定基準に従い、提出期限までに提出された最終整備協議書及びヒアリングをもって選定するものとします。選定基準は、P. 11「平成 32 年度開設分介護老人保健施設選定基準」となりますが、評価得点が最低基準を満たさない場合は選定されませんのでご了承ください。
- 選定にあたっては、「各日常生活圏域（区）での介護老人保健施設の整備状況」を考慮するとともに、次の事項を総合的に勘案し選定しますので、積極的な提案をして下さい。

【法人及び既存事業の状況】

- ・ 法人が行う既存事業の運営実績
- ・ 実地指導等の指摘及び改善状況

【整備計画地及び資金計画に関すること】

- ・ 整備計画地の所有関係
- ・ 協力病院との距離
- ・ 資金計画の妥当性（他市町村における事業計画を含む）

【整備計画内容に関すること】

- ・ 在宅介護支援機能を有した事業計画の有無
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能を有した事業計画の有無
- ・ 人材確保・定着支援に対する取組み（例：職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築、職員の負担軽減に資する介護機器等の積極的な導入等）
- ・ 地域に開かれた運営に向けての取組みの有無（例：認知症カフェの開設、高齢者サロンの設置、高齢者相談窓口の開設、施設職員による地域住民への介護教室等）

- 提出いただいた整備協議書を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

(2) 結果の通知

- 選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「平成 30 年 8 月下旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

8 留意事項

(1) 協議者について

- 医療法人を新たに設立する予定の場合は、愛知県が実施する医療法人設立説明会（5月8日開催）に参加することが必要です。医療法人設立申請にあたっては、愛知県保健医療局医務課 ☎954-6275 と十分な協議の上行ってください。
- 主な職員を中心とする準備委員会等を法人内に設立し、施設の運営方針や整備計画等を検討してください。また、提出する各書類については準備委員会等で十分検討してください。なお、定款の変更については、協議前に変更する必要はありませんが、「定款変更認可」の見込みについて、あらかじめ法人所管庁に相談してください。
- 既存法人の場合、安全性・収益性の観点により財務状況に支障がないことが条件になります。流動比率が、直近2年のいずれかの期で100%未満がないこと。自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。経常利益率（社会福祉法人の場合は、サービス活動収益対経常増減差額比率）が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。
- 事業者指定・施設開設許可にあたっては欠格事由があります。介護保険法の規定により、設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められるとき等のほかに、申請者・役員**の指定取消履歴（取消から5年を経過していない等）等や5年以内にサービスについて不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合など、事業者指定を行うことができませんのでご注意ください。**
- 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。
- 最終整備協議書提出期限時より過去5年以内に、下記に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。ただし、特段の事業があるものとして市長が認めた法人は除きます。
 - ・ 本市が実施した各種の事業者公募等（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人。
 - ・ 介護保険事業のうち施設・居住系（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）サービスを廃止した法人。

(2) 資金計画について

事業実施にかかる必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がないことが条件になります。

また、施設整備に必要な資金については、借入金及び自己資金等で資金計画を立てることとなります。

なお、スタッフ配置計画等に基づく人件費の積算等を十分に精査の上作成してください。

<イメージ図>

【資金計画フレーム】

施設・設備整備費			運営資金	土地代等
建築費、設計監理費	備品費	その他 (造成等)		

【資金の財源フレーム】

借入金	現有資金又は寄附金等	現有資金又は寄附金等	借入金	現有資金又は寄附金等

ア 借入金

- 施設建設費の借入金融機関先は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）及び協調融資締結金融機関先としてください。

<参考：福祉医療機構（医療貸付金）基準事業費の算定基準>

介護老人保健施設にかかる建築資金

◎所要額（建築工事費と設計管理費）×融資率70%以内

限度額 720,000千円

土地取得資金も別途借入対象とすることができます。

【問い合わせ先】東京都港区虎ノ門4-3-13

福祉医療貸付部 医療審査課 電話 (03) 3438-9940

FAX (03) 3438-0659

イ 寄附金

寄附予定の資金は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、資産状況、営業実績等からその寄附が確実かどうかの確認を行います。

また、協議書類提出後も確実に有している必要があるため、随時、寄附者の残高証明及び現金通帳により確認を行います。

なお、寄附者の借入れによる寄附は認められません。

ウ 整備資金

施設・設備整備費のうち3%以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等、自己資金として確保していることが必要です。別の資金の流用は不可です。

エ 運転資金

事業開始から施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、施設の年間事業費の12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等、自己資金として確保していることが必要です。

※この他に、事務費（開設までの運営経費及び法人設立時の運営経費）の資金確保も別途必要です。

オ 収支計画

収支計画については、最多負担年度の収支を見込んでください。収支や支出の見込みについては、利用者の確保や職員の採用計画など、各事業者の経営方針に基づき、計画的な

見込みを立てて算定してください。なお、福祉医療機構からの融資率は70%とし、利率は1.5%で算定してください。

また、収支計画には借入償還額を含めて作成して下さい。

(3) 建設工事について

- 施設建設にあたっては、施設利用者の精神的なゆとりとやすらぎのある生活環境づくりに配慮した計画であるとともに、省エネルギー及び環境に配慮した措置を講ずるよう努めることが求められています。（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び同条例第91条第1項に基づき定められた「建築物環境配慮指針」を参照）

具体的には、建物の断熱性の向上、屋上庭園等十分な緑化及びリサイクル製品（間伐材、リサイクルタイル等）の使用などについて配慮することが必要です。

(4) 建設用地について

- **土地は、全て法人に所有権があること（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと）を原則とします。** 抵当権等が設定されている場合は、契約に際して抹消されることが必要です。

- 借地における整備も可能ですが、地上権又は賃借権の設定登記が必要です。定期借地の場合は、その期間は30年以上としてください。

また、賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないことが必要です。

- 立地場所については、地域から孤立することのないよう、住宅地の中にあること、又は住宅地と同程度に地域住民との交流の機会が確保される地域にあることが必要です。

また、土砂災害が発生するおそれがある土地での計画は協議事項とします。

- 「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」での開発については、愛知県知事の許可が必要）。

- 開発行為を伴う工事を計画の場合や、市街化調整区域での建設計画の場合には、事前に名古屋市住宅都市局開発指導課（名古屋市西庁舎2階 ☎972-2770）へご相談ください。

- 建築基準法等により建築不可能な土地（公道に接していないなど）については、協議を受け付けません。

- 建設用地を、①贈与により取得する場合は、土地の贈与契約書を添付し、②購入により取得する場合はその購入に必要な資金の贈与契約書を添付してください。また、敷地を購入する場合は、本市から整備事業者として採択された後に売買契約を締結することとなりますので、**採択前に契約したり手付金を支払ったりしないでください。**

今回の協議書提出時点では、土地売買予約確約書（様式参照）を締結します。

(5) 地域住民への説明について

協議にあたっては、計画内容等について必ず事前に町内会、地域住民等へ説明を行って下さい。なお、建築により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民に対しては、必ず個別に説明を行ってください。

また、選定後についても継続的に説明を行ってください。

※協議書類の提出時には、その説明状況の報告（様式参照）が必要です。

なお、説明にあたっては、「名古屋市に協議し、事業計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意ください。

(6) 非常災害対策について

平成25年度から事業者の指定基準が条例化され、本市においては国基準への上乗せ基準として、非常災害時を想定した飲料水・食料の備蓄（施設・居住系サービスの場合は、入所者及び

従業者の3日分とし、飲料水は1人当たり1日3リットルを目安)を設けていますので、計画的な備蓄をお願いします。

(7) 防犯対策について

地域に開かれた施設運営を実施するとともに、外部からの不審者侵入等に対する防犯対策について取組みを実施するようお願いします。

また、入所者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないようご留意願います。

9 協議にあたっての留意点

- 協議書は、「整備協議申出書」をその期限までに提出した場合に限り受け付けます。
- 協議者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は協議を無効とします。
また、選定後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とします。
- **協議書提出後は、法人の都合による計画の変更は認めません。**
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。
- 提出書類は理由の如何に関わらず返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例(平成12年4月1日条例第65号)に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 書類の提出期限後にやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、協議代表者名の署名・捺印(実印)のある辞退届(様式は任意)を提出してください。
- **協議相談及び各種書類の提出時は、理事長(新設法人の場合は法人設立代表者)もしくは法人役員及び職員(新設法人の場合は法人設立時の役員)の方に同席願います。基本的に代行申請は不可とします。**

10 介護老人保健施設の運営

(1) 介護老人保健施設の開設許可、管理者の承認

- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可に関する申請
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の管理者の承認に関する申請

(2) 人員・設備運営基準例(ユニット型)

① 人員基準の概要

管理者(医師)	常勤1以上 常勤換算方法で、入所者数を100で除して得た数以上
薬剤師	入所者数を300で除して数以上を標準
看護・介護職員	総数は入居者3人に対して常勤換算で1人以上 看護職員と介護職員の比率は2:5を標準 ・日中1ユニット(常時)配置 ・ユニットリーダーをユニットごとに配置 ・夜間は2ユニットに1人職員を配置(上下フロアで2ユニットは不可)
支援相談員	1以上 入所者数が100を超える場合は、常勤1人に加え、常勤換算方法で100を超える分を100で除して得た数以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	常勤換算方法で、入所者数を100で除して得た数以上

栄養士	入所定員 100 以上の施設にあつては常勤職員 1 人必要 ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士により業務に支障がなければ兼務可能 100 人未満の施設では、常勤職員の配置は努力義務
介護支援専門員	常勤 1 以上
その他	調理員、事務員、その他の職員

②設備運営基準

- ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物としてください。
- ユニット型介護老人保健施設は、ユニット、診察室、機能訓練室、浴室、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室を設けなければなりません。

施設・設備基準の詳細は P. 15「介護老人保健施設 施設・設備基準」を参照してください。

《問い合わせ先・書類の提出先》

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係（市役所本庁舎 2 階）

電話 052-972-2539 FAX 052-972-4147

NAGOYA かいごネット (<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>)

* ご不明な点等は、原則として P. 10「質問送付票」により FAX でお問合せ下さい。後日回答いたします。

* 来庁にあたっては必ず事前に電話予約をお願いいたします。

参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトを確認ください。

□厚生労働省法令等データベース <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

□独立行政法人福祉医療機構ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

(基本的な法令等)

- ・「名古屋市指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課施設指定係担当者 宛
FAX : 052-972-4147
TEL : 052-972-2539

介護老人保健施設整備にかかる質問送付票

送信日	平成 年 月 日 ()
送信元	法人名 : 所在地 : TEL : FAX : 担当者 :
件名	
質問	

平成30年5月11日(金)まで質問を受け付けます。

平成32年度開設分 介護老人保健施設選定基準

評価項目		具体的な視点	配分	配点
1 法人及び既存事業の状況（配分15点）				
①	介護老人保健施設等の運営実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・老健運営実績を有する法人 ・介護保険施設実績を有する法人等 ・その他の介護保険事業実績を有する法人等 ・その他の法人等 	10点 5点 3点 0点	10点
②	法人等（法人等が行う既存事業）の指摘に対する対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項なし又は改善済 ・直近2回において同じ指摘あり（人員及び運営に関する基準（努力義務を除く）） ・未改善事項あり又は事業実績なし 	5点 2点 0点	5点
2 整備計画地の状況（配分20点）				
①	介護老人保健施設の整備が進んでいない区域における整備	<ul style="list-style-type: none"> ・区の整備率 	15点 11点 7点 3点	15点
②	協力病院との距離	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状の急変時に対応できる協力病院を近くに確保できる計画か 	5点 0点	5点
3 資金計画について（配分15点）				
①	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 【資金計画が妥当であるか】 ・寄附金がある場合、寄附は確実なものか ・自己資金は確実に確保されているか ・借入金償還の見通しはあるか 	10点 0点	10点
②	土地の所有関係	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有地か借地か 	5点 0点	5点
4 整備計画内容について（配分50点）				
①	利用者に配慮された計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な日常生活を営めるよう利用者に十分配慮されているか（福祉環境整備指針） 	10点 ～ 0点	10点
②	併設事業として在宅介護支援機能を有した事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 等 	10点 ～ 0点	10点
③	在宅復帰・在宅療養支援機能を有した事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰・在宅療養支援機能を有した事業計画の有無 	10点 ～ 0点	10点
④	人材確保・定着支援に対する取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・昇給制度の導入 ・良好な職場環境の構築 ・介護機器の導入 等 	10点 ～ 0点	10点
⑤	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ ・高齢者サロン ・高齢者相談窓口 ・地域向け介護教室 等 	10点 ～ 0点	10点
合計				100点

○事業者の選定方法

評価項目ごとの得点の合計点の高い事業者から選定する。

なお、選定基準で同じ点数の場合は、建設自己資金比率（全体事業費に占める借入金を除く自己資金の比率）が高い事業計画を優先する。

※最低基準に満たない場合（以下のいずれかに該当する場合）は、その計画は選定しないものとする。

- ・「3 資金計画について」①資金計画において、0点の場合
- ・「4 整備計画内容について」の合計点が25点未満の場合

介護老人保健施設の整備状況

平成30年4月1日時点

	区名	定員計 (人) a	要介護認定者 数 (人) b	要介護認定者 数に対する老健 定員割合 a/b	4区定員計 a (人)	4区要介護者 数 b(人)	a/b	配点
1	東	72	2,200	3.27%	829	13,492	6.14%	15
	瑞穂	221	3,487	6.34%				
	昭和	236	3,437	6.87%				
	西	300	4,368	6.87%				
2	千種	380	4,705	8.08%	1,632	18,629	8.76%	11
	守山	488	5,586	8.74%				
	北	564	6,198	9.10%				
	熱田	200	2,140	9.35%				
3	緑	592	6,094	9.71%	2,369	22,184	10.68%	7
	天白	480	4,538	10.58%				
	中川	709	6,519	10.88%				
	中村	588	5,033	11.68%				
4	港	574	4,833	11.88%	2,036	16,405	12.41%	3
	南	661	5,391	12.26%				
	名東	525	4,265	12.31%				
	中	276	1,916	14.41%				
	計	6,866	70,710	9.71%	6,866	70,710	9.71%	

※「認定者数」は平成30年3月末現在の人数

津波避難ビル指定基準の概要

1 趣旨

津波被害を避けるためには、高台まですぐに逃げる必要があるが、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合の非常に切迫した状況において、一時的な避難場所を確保するため、建物及び構造物を津波避難ビルとして指定を行うものである。

2 対象区域

南海トラフで発生する巨大地震（過去の地震を考慮した最大クラス・あらゆる可能性を考慮した最大クラス）を想定した津波の浸水想定区域及びその近隣地域とし、中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区の7行政区を対象区域とする。

【浸水想定区域】



過去の地震を考慮した最大クラス

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

3 指定基準

(1) 耐震性

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。

(2) 構造安全性

次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

ア 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造もしくは鉄筋コンクリート（RC）構造の堅牢な建築物であること。

イ 大規模な鉄骨（S）構造の建築物

（建築面積3,000㎡以上、奥行き25m以上、海岸に直接面していないこと）

ウ 津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（国土交通省）に適合する建築物

エ 専門家・有識者等が指定することがふさわしいと認める建築物・構造物等

(3) 階層

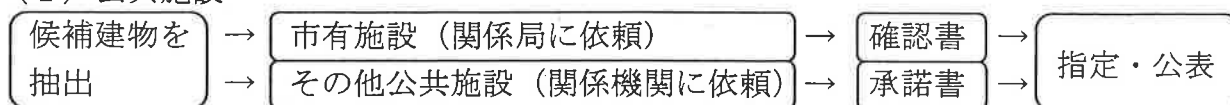
3階以上（3階と同等の高さを含む）の階に一時避難が可能な場所を有するものであること。

(4) 利用可能時間

終日にわたり、一時退避が可能な施設であること。

4 津波避難ビル等の指定

(1) 公共施設



(2) 民間施設



5 収容人数

収容人数は1人当たり1㎡で算定する。

6 津波避難ビル等への避難

伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき、又は市長が必要と認めるときとする。

7 費用負担

津波避難ビル等に指定された使用施設の使用料は無料とする。

8 施設・備品の破損時等の対応

津波避難ビルに指定された施設が、津波からの一時的な避難のために使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。

9 津波避難ビル等の周知

(1) 津波避難ビル等の表示

津波避難ビル等に指定された使用施設の出入り口等で、市民から見やすい個所に右の表示を行うものとする。

※本記号は、防災のための図記号に関する調査検討委員会(事務局：総務省消防庁)を参考にしたものである。

(2) 場所の周知

市公式ウェブサイト、津波ハザードマップに掲載し公表する。



介護老人保健施設 人員・施設・設備基準

ユニット型介護老人保健施設	
入所定員	30名以上
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・基準省令、建築基準法、消防法等を遵守するとともに、日照、採光、換気等に十分考慮したものとし、保健衛生及び防災等について万全を期すこと ・環境、立地については、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除し、交通、水利の便等を考慮すること
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室と共同生活室により構成 ・定員はおおむね10人以下
①療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室の定員は原則1人（10.65㎡以上） ・夫婦利用の2人部屋については21.3㎡以上 ・ユニットの共同生活室に隣接しているか、隣接している療養室に隣接している必要がある
②共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属し入居者が交流、日常生活を営むにふさわしい場所 ・ユニット定員×2㎡以上 ・必要な設備、備品（テーブル、椅子等） ・他ユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく他の場所へ移動することが可能であること ・必要備品を備えた状態で、車椅子が支障なく通行できる形状
洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・ただし、共同生活室ごとに適当数を設置でも可（2箇所以上に分散して設置することが望ましい。）
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに設けることが望ましい。
診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が診察を行うのに適切なもの
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者1人あたり1㎡以上 ・必要な器械、器具を備えること
サービスステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒、保管、防虫・防鼠設備
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室及び共同生活室を区画せず、1つのオープンスペースとして良いが、全体の面積は各基準面積を合算したもの以上とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉、浄化槽、その他汚物処理施設及び便槽を設ける場合は、療養室、共同生活室及び調理室から相当の距離をとること
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所と併設（同一敷地、公道を挟んで隣接）している場合、双方の施設基準を満たし、双方の入所者に支障がない場合に限り療養室、診察室を除き施設を共用することができる
その他施設が望ましい施設	家族相談室、ボランティアルーム、家族介護教室

ユニット型介護老人保健施設

構造設備	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の療養生活のために使用する建物は耐火建築物 ・2階建て又は平屋建ての建物にあつては、療養室等が2階以上及び地階になければ準耐火建築物でよい
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室が2階以上にある場合、1台以上設置
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室が2階以上にある場合、屋内直通階段を1ヶ所設置 ・療養室が3階以上にある場合、2ヶ所以上の避難階段を設置 ・原則、両側に手すりを設けること
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.8m以上、中廊下は2.7m以上（内法により、手すりから測定） ・原則、両側に手すりを設けること ・常夜灯を設けること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等の設置 ・車椅子等の移動用に床の段差等はなくす ・家庭的な雰囲気（木製製品、絵画、鉢植、本棚、音響設備、理美容設備） ・消防設備、その他非常災害設備の設置 ・病院、診療所と併設する場合は表示等により区分を明確にすること ・入所者が直接利用する施設を病院等と同一階に設けることは認められない ・非常災害に備え、入所者及び従業員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水の備蓄に必要なスペースを確保すること

設計・施工上の標準としての技術的基準の適用原則

技術的基準は、高齢者・障害者・乳幼児連れの方を始めすべての市民及び名古屋を訪れるすべての人々を利用主体者とみなし、誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を配慮した上で、その安全性、利便性、快適性を確保すべく、都市施設（公共建築物、道路、公園、公共交通機関）利用時のバリアを解消するための標準的な基準を設定したものです。

同基準の適用原則は以下のとおりとします。

- 都市施設の新設、増設、改修の工事にあたり、施設の用途及び規模、当該工事により整備される設備の範囲などを勘案して可能な限り整備します。やむを得ず整備が困難な場合には、代替的・補完的措置を講じます。
- 既存の都市施設については、可能な限り技術的基準の適用に努め、計画的に必要な改善を行います。
- 主として高齢者・障害者・乳幼児連れの方の利用を目的とした施設については、その利用実態に即した配慮をします。

なお、整備の終わった施設・設備についても、バリアフリー化が完結したとするのではなく、より多様化するニーズに対応できるよう、施設・設備のメンテナンスに努めていかなければなりません。

また、今後、国の関連法規や新たな技術開発の動向などにより、整備のあり方も変化していくことも予想され、この技術的基準自体もその変化に柔軟に対応していく必要があります。

【凡例】

- ◎ 整備や配慮が必要な内容
- 整備や配慮をしていくことが望ましい内容

基準寸法の考え方

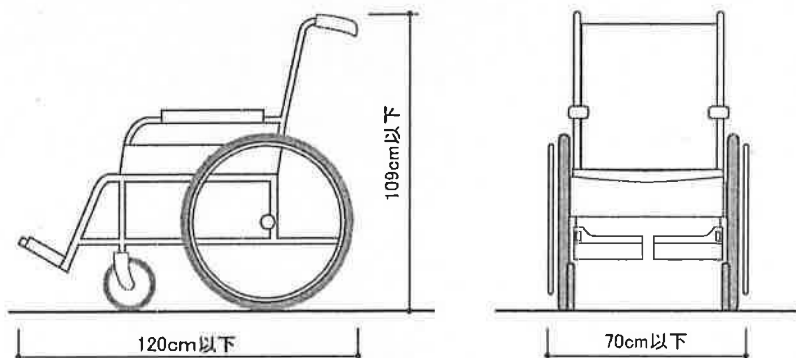
身体障害者等の利用を配慮した設計を行う際に参考となる基本動作寸法について紹介します。

1. 車いすの種類と寸法

JIS規格では手動車いす、電動車いす、ハンドル形電動車の寸法をそれぞれ定めている。ただし、実際の形状や寸法は使用する人の体格、身体状況、あるいは使用用途によって様々であり、様々な機能のある車いすや海外製の車いすなどではJIS規格にある寸法よりも大きい車いすもある。

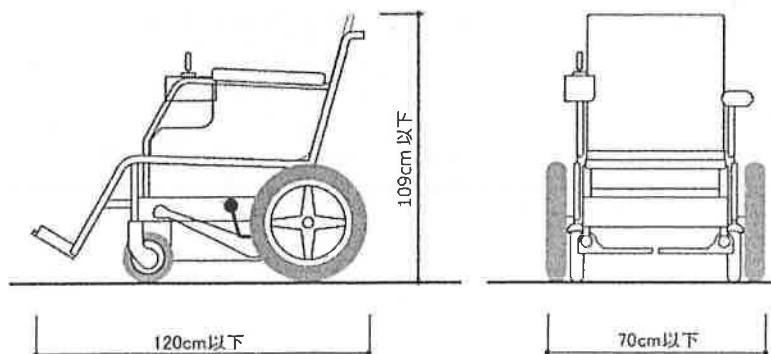
(1) 手動車いすの形状および寸法 (JIS T 9201)

手動車いすの形状、寸法はJIS規格 (JIS T 9201) に定められている。



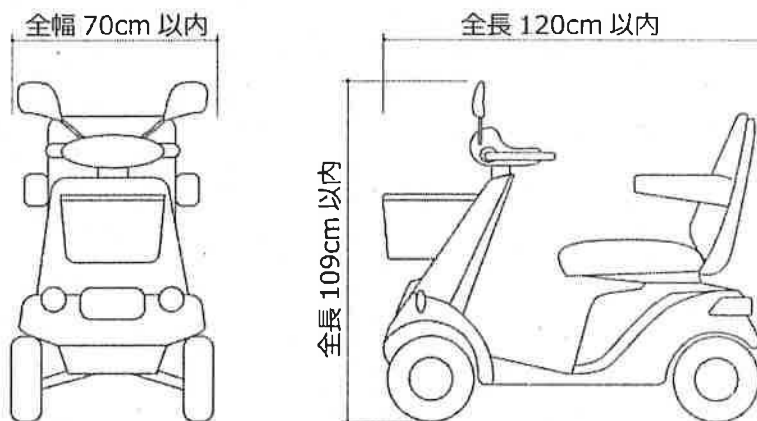
(2) 電動車いすの形状および寸法 (JIS T 9203)

電動車いすの形状、寸法、性能などはJIS規格 (JIS T 9203) に定められている。性能としては、登坂力10度 (約17.6%) 以上、4cm以上の段差乗り越えなどとされている。



(3) ハンドル形電動車いすの形状および寸法 (JIS T 9208)

ハンドル形電動車いすの形状、寸法、性能などは JIS 規格 (JIS T 9208) に定められている。性能としては、登坂力 10 度 (約 17.6%) 以上、5 cm 以上の段差乗り越えなどとされている。

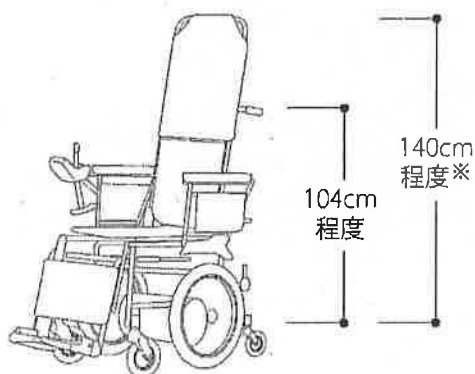


・最高速度 6.0km/h 以下

(4) その他

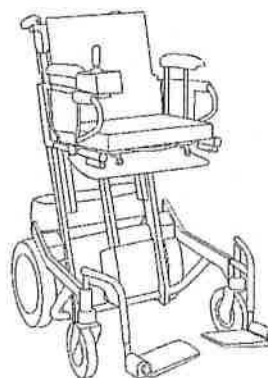
上記に掲げるもの以外にも様々な車いすがある。

電動リクライニング車いす



※ヘッドレスト装着時の寸法

リフト式電動車いす

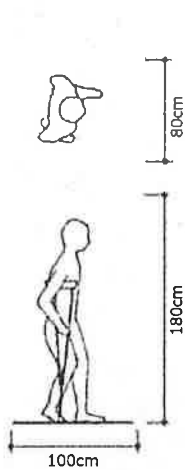


※座面の高さが電動で上下します。

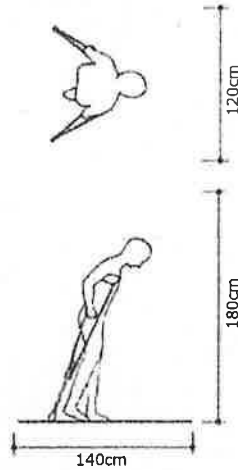
2. 幅員、広さに関する配慮寸法

(1) 通過、通行、すれ違いに必要なスペース

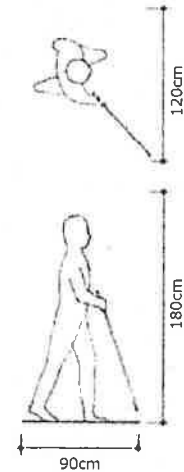
① 片側使用の松葉杖
ステッキ等



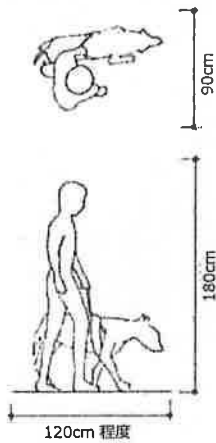
② 2本杖
杖の先の振り寸法が重要
で、階段の場合には、
150cm 程度の振り幅を必
要とすることもある。



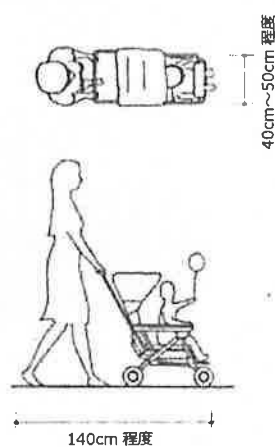
③ 白杖



④ 盲導犬



⑤ ベビーカーの寸法



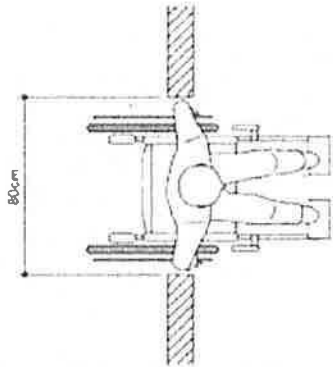
⑥ 介助者



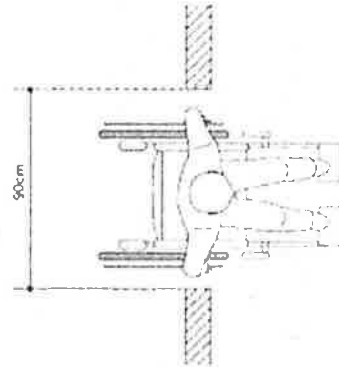
なお、二人乗りベビーカー（※）のように、さらに広いスペースが必要となる場合もある。

※双子や年齢の近い兄弟姉妹と一緒に乗せられるよう、横並びに座る横型のもの（横幅がさらに 40cm 程度長い）や前後に座る縦型のもの（席のレイアウトにより長さは多様）がある。

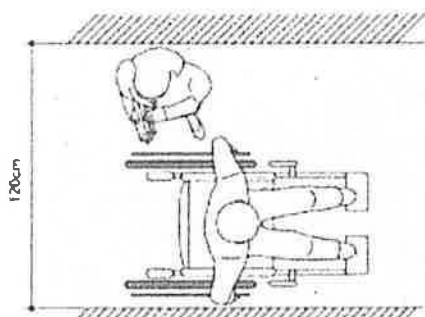
⑦車いす



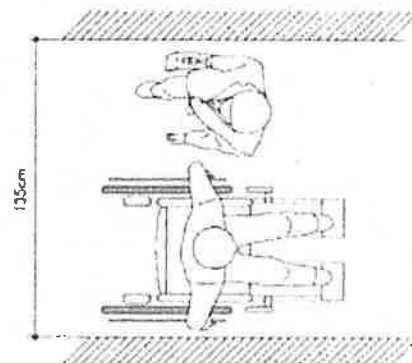
通過することができる幅



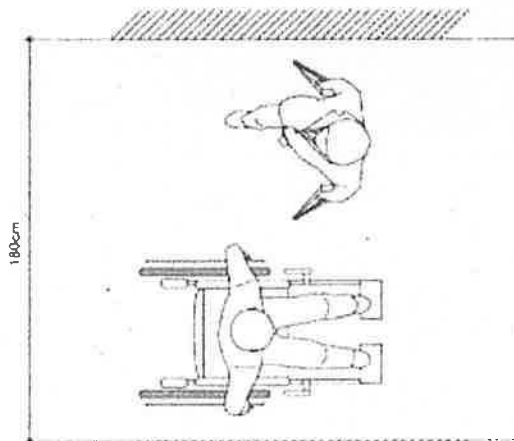
通過しやすい幅



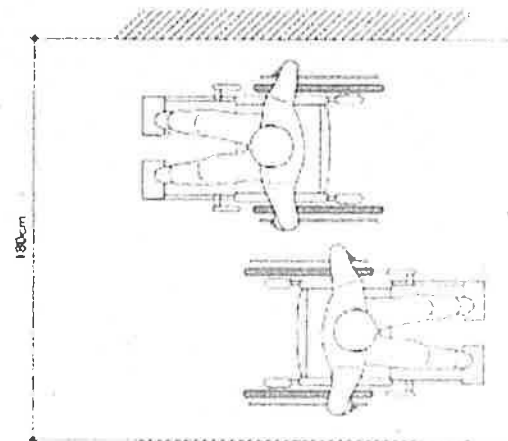
車いす使用者と横向き歩行者とのすれ違い



車いす使用者と歩行者とのすれ違い



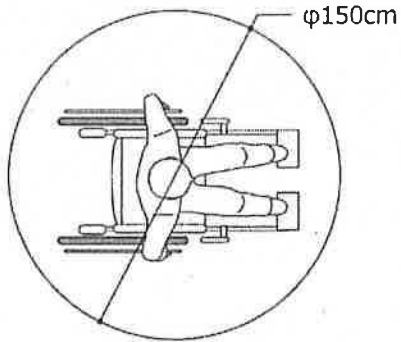
車いす使用者と松葉杖使用者とのすれ違い



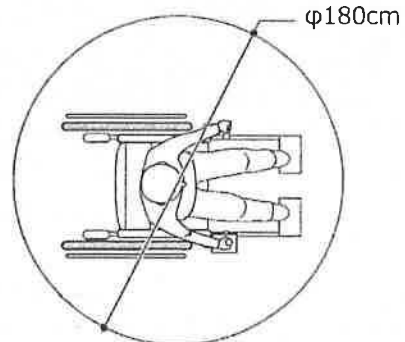
車いす使用者同士のすれ違い

(2) 回転、方向転換に必要なスペース

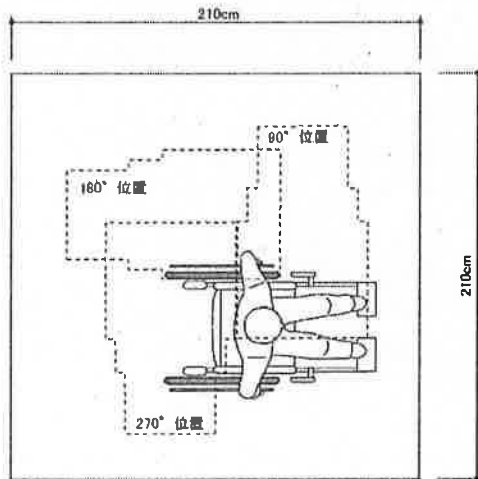
(全幅 70cm、全長 120cm (JIS 規格最大寸法) の場合)



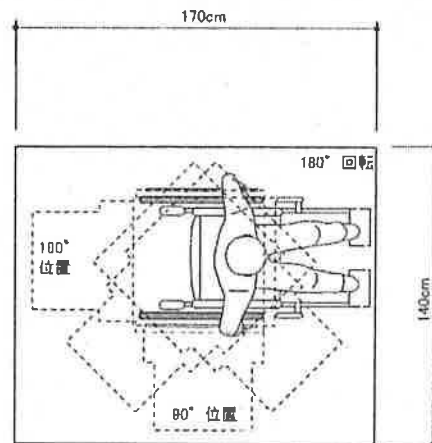
手動車いすが 360°回転に必要な最小寸法



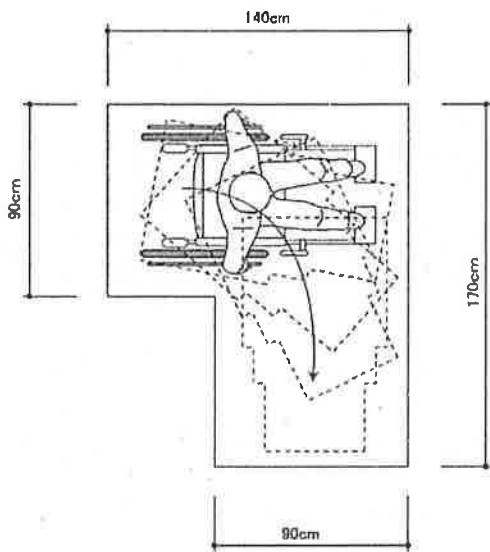
電動車いすが 360°回転に必要な最小寸法



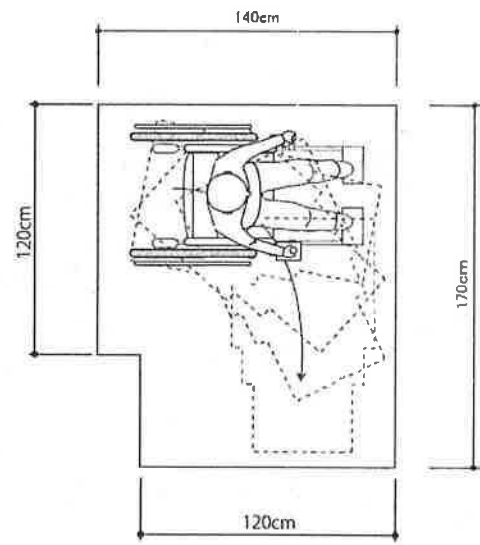
手動車いすが片方の車輪を中心に
360°回転に必要な最小寸法



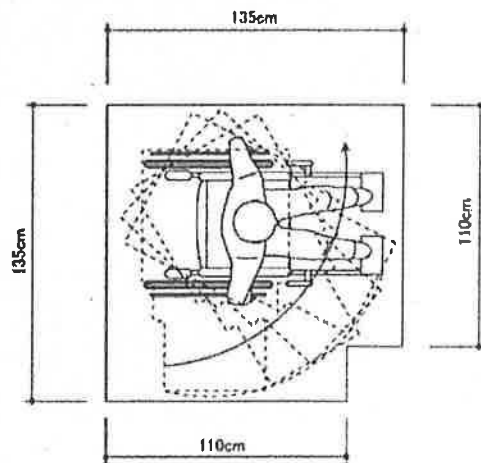
手動車いすが 180°回転に必要な最小寸法



手動車いすが 90°角通過に必要な最小寸法



電動車いすが 90°角通過に必要な最小寸法



手動車いすが 90°方向転換に必要な最小寸法

介護老人保健施設整備協議申出書（平成32年度開設分）

平成 年 月 日

名古屋市健康福祉局長 宛

法人所在地

法人名

代表者氏名

印

施設の整備について、下記のとおり整備協議を行いたいのので申し出ます。

記

施設整備予定地	所在地：
用途地域（建ぺい率／容積率）	（ % / %）
敷地面積	㎡
土地の所有関係 ※いずれかに○を付けてください。	・自己所有地 ・寄附予定 ・取得予定 ・借地
土地にかかる制限 （抵当権等）	・なし ・あり（ ）
計商定員 （ユニット数及びユニット毎の定員）	人（ユニット数 ）
併設予定施設種別（定員）	
整備期間（予定）	平成 年 月 ~ 平成 年 月
法人担当者名 連絡先 メール	担当者名： 連絡先： - - メール：

＜添付書類＞

○位置図（住宅地図等で施設整備予定地の位置・範囲を示したもの）

※今後この他にも必要な書類の提出を求める場合があります。